

事 務 連 絡

令和 2 年 3 月 2 日

各私立幼稚園長 様

埼玉県総務部学事課長 大久保 修次

(公印省略)

新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての
幼稚園の対応について (通知)

標記の件について、文部科学省から通知がありましたのでお知らせします。

幼稚園については、保育所と同様、家に一人であることができない年齢の子供が利用するものであることや、保護者の就労等により保育の必要性がある子供の受け皿になっていることから、全国一斉の休業の要請の対象とはしていませんが、園児本人が感染した場合等における臨時休業や、地域全体での感染拡大を防止することを目的とした臨時休業に係る考え方については、「児童生徒等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について (第二報)」(令和 2 年 2 月 25 日事務連絡)で示したとおりですので、同事務連絡を踏まえた対応をお願いします。

担 当 学事課幼稚園担当

電 話 0 4 8 - 8 3 0 - 2 5 6 0

川保入発第1039号
令和2年2月28日

保護者各位

川口市子ども部長

保育所等への登園の自粛について（お願い）

平素は本市保育行政にご理解・ご協力賜り厚く御礼申し上げます。

さて、国は新型コロナウイルスの感染のリスクを予防するために、全国の小学校、中学校、高等学校等について本年3月2日から春季休業の開始日までの間、臨時休業の要請がなされたところでございます。

しかしながら、保育所等については、原則開所することとされておりますが、一部の企業等において、在宅勤務や有給休暇の取得を促す等、様々な措置が講じられております。

このことから、下記に該当する保護者の皆様につきましては、保育所等への登園を控え、可能な限り在宅での保育をお願いするものでございます。

様々なご事情があることは承知しておりますが、保育所等における集団保育は感染拡大のリスクが高いことから、感染防止の観点からご理解ご協力を賜りますようお願いいたします。

記

- ・ 在宅勤務を実施しており、在宅保育が可能な世帯
- ・ 有給休暇の取得等で在宅保育が可能な世帯
- ・ 周囲の協力が得られ、保護者に代わって在宅保育が可能な世帯
- ・ このほか、在宅等での保育が可能な世帯

川口市子ども部保育入所課指導係
電話 048-258-4098